

監査の結果

1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

2 監査の対象部課等

議会事務局：議会総務課

3 監査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 監査の実施内容

次に掲げる財務に関する事務を主に、事務が法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出により書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

なお、議会事務局の監査について、井上武監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- （１）収入に関する事務
- （２）支出に関する事務
- （３）契約に関する事務
- （４）補助金等に関する事務
- （５）財産の管理に関する事務
- （６）庶務その他事務

5 監査の結果

監査の対象となった事務については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。